

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6－③(3)緊急情報提供

緊急時の情報弱者に対する情報提供のあり方について、すべての人が情報を入手できる仕組みを構築すること。（健常者以外の方に対する情報提供のあり方）

（回答）

災害時に、障がいをはじめとした支援を必要とする方々が安全に行動し、避難するためには、日頃から、その支援者等が、配慮すべき事項を十分に把握しておく必要があります。そのためにも、住民に最も身近な市町村が、マニュアル等を事前に作成し、災害時に的確に対応できるよう、普段からの取り組みが重要であると考えています。

こうした考え方のもと、本府では、大阪府地域防災計画において、「災害時要援護者支援体制の整備」を各市町村が行うべき災害予防対策のひとつと規定しています。

各市町村では、府の地域防災計画に基づき、地域防災計画を策定するところですが、その際には、要援護者支援の基本方針や支援方策（要援護者情報の把握、避難誘導體制の整備、避難所の整備、災害情報の伝達、住民の意識啓発等）をきっちりと検討し、盛り込むよう、指導・助言を行ってきたところです。

現在、すべての市町村の地域防災計画で、これらのことが位置づけされております。

大阪府では、さらに、市町村での取り組みが具体的に進むよう、要援護者の方々に対する支援の内容ごとに配慮すべき事項等を記載した「災害時要援護者支援プラン作成指針」を2007（平成19）年3月に作成し、市町村に示し、各々の市町村ごとに「支援プラン」を作成するよう働きかけております。

昨年度末時点で、府内の29市町が「災害時要援護者支援プラン」の「全体計画」を策定済みです。未策定の14市町村も、今年度末までには策定予定であり、府としては、予定とおりに策定が進むよう、個別のヒアリング等を通じて、指導・助言に努めてまいります。

テレビ放送が障がい者への情報提供手段の一つとして大きな役割を担っていることから、在阪放送局に対して、解説放送や字幕放送、手話放送による情報提供など、災害時要援護者に配慮した番組の放送について、要請しております。また、放送局ごとに異なる緊急時のチャイム音を統一するとともに、事件・事故速報と災害情報のチャイム音を区別するなどの配慮を要請しております。

府民向けに情報提供する「おおさか防災ネット」では、ポータルサイト、電子メールで緊急時の情報をお知らせしています。

ポータルサイトでは、ユニバーサルデザインを考慮し、読み上げソフトで対応が可能となるようにしています。言語は、日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語に対応しています。

携帯電話等モバイル版のページも用意し、日本語、英語対応となっています。

電子メールでは、事前に登録すると緊急時の情報を提供できるようにしています。電子メールは、日本語と英語に対応しています。

また、OFIXと連携して緊急情報の多言語化を図り、大阪府ホームページで発信するととも

に、外国人のための電話相談窓口を開設することとしています。

重症難病患者については、「災害時基本情報シート」を作成、毎年度更新することにより、災害時の安否確認等を円滑に行えるよう各保健所で体制を整備しています。

また、日ごろから、医療機関を含め、関係機関と要援護者の災害時対応について情報交換を行い、緊急時には、患者への情報提供をはじめとした個別の対応ができるよう、より一層の連携に努めます。

(回答部局課名)

政策企画部 危機管理室 危機管理課、消防防災課

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

府民文化部 都市魅力創造局 国際交流・観光課

健康医療部 保健医療室 健康づくり課